

第 82 回理事会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 23 年 1 月 20 日 (木) 正午
場 所 日本商品清算機構 会議室 (日商協ビル 1 階)
議 案

第 1 号議案 会員の加入について

第 2 号議案 先物協会の今後の取組課題 (案) について

以 上

会員の加入について

1. 日産センチュリー証券株式会社

住 所 東京都中央区日本橋兜町7番6号

資本金 15億円

設 立 昭和23年1月

(平成17年7月～平成19年12月 本会会員)

本会に対する会員代表者 二家 勝明 代表取締役相談役

主要株主 ユニコムグループホールディングス 89.47%

(平成22年12月30日現在)

取引等の受託を行う商品市場

東京穀物商品取引所 農産物市場

砂糖市場

東京工業品取引所 貴金属市場

石油市場

ゴム市場

日経・東工取指数市場

中京石油市場

2. ひまわり証券株式会社

住 所 東京都港区海岸1丁目11番1号

資本金 24億5,000万円

設 立 平成12年11月 ダイワフューチャーズ(株)から商号変更

(平成11年4月～平成14年6月 本会会員)

本会に対する会員代表者 山地 一郎 代表取締役社長

主要株主 ひまわりホールディングス 100%

取引等の受託の取次ぎを行う商品市場

東京工業品取引所 貴金属市場

アルミニウム市場

石油市場

ゴム市場

日経・東工取指数市場

中京石油市場

取次先：ドットコモディティ株式会社

3. 加入日 平成23年1月20日(理事会承認)

先物協会の今後の取組課題 (案)

1. 新制度の定着状況等に係る検証

国内商品市場における取引を円滑かつ適正に機能させるため、平成 23 年 1 月から施行された商品先物取引法による諸規制、及びスパン証拠金制度、損失限定取引等の新制度について、会員各社における対応状況、運用の実態等を把握・検証し、市場を適切に機能させるうえで不足するものがあれば所要の改善、見直しを求めていく。

2. 「総合的な取引所」のあり方についての検討

- (1) 平成 22 年 12 月にとりまとめられた「総合的な取引所検討チーム 中間整理」を踏まえ、総合的な取引所のあり方について、その機能面を中心に市場参加者の観点から検討し、必要に応じ提言を行う。
- (2) 上記の検討と併せて、平成 26 年 5 月に取引システムの更新時期を迎える東京工業品取引所商品市場のあり方（他の取引所との統合等）についても検討し、必要に応じ提言を行う。

3. 金融所得課税一体化の実現

- (1) 「平成 23 年度税制改正大綱」において、上場株式の譲渡益に対する優遇税制（申告分離課税：税率 10%）が平成 25 年末まで延長することとされたことを踏まえ、平成 23 年に提出する「平成 24 年度税制要望」においては、税率の異なる金融商品間での損益通算を可能とする金融所得課税の一体化の早期実現を要望する。

* 「平成 23 年度税制改正大綱」では、『金融証券税制については、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性にかんがみ、可能なところから、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める』との基本的な考え方が示され、平成 24 年 1 月 1 日以降、先物取引に係る所得については、現行の市場デリバティブ取引間での損益通算に加え、店頭商品デリバティブ取引、店頭金融デリバティブ取引及び店頭カバードワラントも損益通算の対象とすることとされた。

一方、株の譲渡所得を含む課税の一体化については、『平成 26 年に上場株式会社等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討』するとされたが、これまでの優遇税制延長の経緯を鑑みると、平成 25 年末に軽減税率延長の議論が再燃する可能性は否定できず、その場合には課税の一体化がさらに先送りされることとなる。

こうした事情を考慮すると、上場株式の譲渡所得等の本則税率への変更を待つことなく、税率の異なる金融商品間での損益通算を可能とする要望を推進することが適当と考えられる。

(2) 金融所得課税の一体化の要望に併せて、商品先物取引業者が委託者に「年間取引報告書」を交付することにより確定申告を行う方法、及び委託者の選択により商品先物取引業者において委託者の所得について源泉徴収を行う方法を可能とする、いわゆる「総合口座」の導入について、実務的な対応を含め検討する。

* 「総合口座」の導入については、「平成 20 年度税制要望」(平成 19 年提出)以降、財務省から求められているもの。損失の繰越控除や複数の取引業者における取引の損益通算は総合口座内の取引であっても確定申告が必要となるため、投資家にとって源泉徴収制度の利便性は低いが、上場株式の配当と譲渡損失について総合口座での損益通算を前提に認められた経緯を踏まえると、商品先物取引を課税一体化の対象に含める「要件」として総合口座の導入に対応する必要がある。

(3) 平成 24 年 1 月以降の先物取引に係る課税の一体化について、啓蒙PRを展開する。
(パンフレットの作成、新聞・雑誌広告、ホームページでの啓蒙等)

4. 市場参加者の増大に向けた取組

(1) 市場流動性をもたらす一般投資家の市場参加を促進させるため、取引所・関係機関との連携を図り、商品先物取引に関する投資家向けセミナーを開催する。

(2) 国内商品市場における取引等へのアクセスチャネル拡大を図るため、商品先物取引仲介業への参入を検討している者に対し、必要な情報(登録に係る諸手続き、遵守事項、所属商品先物取引業者との契約等)に関するセミナーを行う。(日商協及び商品先物取引業者とのタイアップ)

以 上